

○福津市障がい者施策推進協議会規則

平成26年3月26日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児の施策の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10名以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- (1) 障がい者及び障がい児の福祉に関する事業に従事する者
- (2) 障がい当事者又は障がい者及び障がい児福祉団体等の関係者
- (3) 保健医療機関に従事する者
- (4) 教育関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係行政機関に従事する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置くものとし、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的な検討を行う必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。